

通所リハビリテーション利用料一覧表

基本利用料（保険給付の 1 割負担分 / 1 日あたり）

費 目	単 位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリ テーション費	1～2 時間	2 8 6 円	3 1 9 円	3 5 0 円	3 8 3 円	4 1 4 円
	3～4 時間	4 1 0 円	4 9 2 円	5 7 5 円	6 5 6 円	7 3 8 円
	4～6 時間	5 4 7 円	6 6 4 円	7 8 1 円	8 9 8 円	1, 0 1 6 円
	6～8 時間	7 3 2 円	8 9 5 円	1, 0 5 9 円	1, 2 2 2 円	1, 3 8 7 円
食材料費	6 5 0 円（昼食 5 0 0 円・おやつ 1 5 0 円）					

加算利用料（本人 1 割負担分）

費 目	金 額	加算単位	内容の説明
入 浴 介 助 加 算	5 4 円	1 日あたり	入浴サービスを行った場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算	2 4 9 円	1 月あたり	個別のリハビリテーション計画を策定し、一連のリハビリテーションプロセスを実施し、他の事業者に対し日常生活上の留意点等の情報を提供し、多職種協議を行った場合に加算されます。
短 期 集 中 リハビリテーション 実 施 加 算	3 0 3 円	退所または認定日か ら 1 月以内 (1 日あたり)	退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	1 5 1 円	退所または認定日か ら 1 月超 3 月以内 (1 日あたり)	
個 別 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	8 6 円	退所または認定日か ら 3 月超 (月に 13 回に限り 1 日あたり)	個別にリハビリテーションを行った場合に加算されます。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算	259円	1日あたり (1週に2日を限度とする)	認知症であると医師が判断したご利用者様の生活機能の回復を目的に、医師又は指示を受けた理学療法士、作業療法士等が、利用開始日から起算し3ヶ月以内の期間に短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	162円	月2回まで	口腔機能の低下しているご利用者様又はその恐れのあるご利用者様に対し、口腔機能改善の為に計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に、開始後3ヶ月以内に加算されます。 ただし、状態の改善が認められず、引き続き必要と認められる場合は、引き続き算
栄養改善加算	162円	月2回まで	低栄養状態にあるご利用者様又はその恐れのあるご利用者様に対し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に、開始後3ヶ月以内に加算されます。 ただし、状態の改善が認められず、引き続き必要と認められる場合は、引き続き算定されます。
通所リハビリテーション計画作成加算	595円	月1回に限り	理学療法士および作業療法士がご家庭を訪問し運動機能等の検査、療養上の指導を行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	64円	1日あたり	若年性認知症のご利用者様を対象に、ご利用者様の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	12円	1日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が40%を超えている場合に加算されます。

上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

その他の日常生活費および特別なサービスの利用料(1日当たり)

費目	金額	内容の説明
日常生活費	210円	ティッシュ・タオル等使用料
教養娯楽費	157円	レクレーション活動費

消費税込みの金額となっております。

介護予防通所リハビリテーション利用料一覧表

基本利用料（保険給付の 1 割負担分）

費 目	要支援 1	要支援 2
介護予防通所 リハビリテーション費	2,703円 / 1月あたり	5,285円 / 1月あたり
食材料費	650円（昼食500円・おやつ150円） / 利用1日あたり	

加算利用料（本人 1 割負担分）

費 目	金額	加算単位	内容の説明
運動器機能 向上加算	243円	1月あたり	理学療法士等を中心に、職員が共同し利用者の運動機能向上にかかる計画を作成し、実施し、評価および見直しを行った場合に加算されます。
栄養改善加算	162円	1月あたり	低栄養状態にあるご利用者様又はその恐れのあるご利用者様に対し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に加算されます。
口腔機能向上加算	162円	1月あたり	口腔機能の低下しているご利用者様又はその恐れのあるご利用者様に対し、口腔機能改善の為に計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に加算されます。
若年性認知症 利用者受入 加算	259円	1月あたり	若年性認知症のご利用者様を対象に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。
サービス提供体制 強化加算 （要支援 1）	51円	1月につき	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が 40%を超えている場合に加算されます。
サービス提供体制 強化加算 （要支援 2）	103円		
事業所評価加算	104円	1月あたり	前年の 1 月～ 12 月までの期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上の事業所に、翌年度加算されます。

上記の金額は 1 月あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

その他の日常生活費および特別なサービスの利用料（1日当たり）

費目	金額	内容の説明
日常生活費	210円	ティッシュ・タオル等使用料
教養娯楽費	157円	レクリエーション活動費

消費税込みの金額となっております。